

**下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律について**

**公正取引委員会・中小企業庁**

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が5月16日に成立しました。近年の急激な労務費やエネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための見直し措置や支援など、取組みが強化されます。

**施行期日** 令和8年1月1日

(ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行)



詳細は左記の中小企業庁ホームページへ

**問合せ** 【下請代金支払遅延等防止法関係】  
公正取引委員会事務総局経済取引局  
取引部企業取引課  
☎03-3581-3373(直通)  
【下請中小企業振興法関係】  
中小企業庁事業環境部取引課  
☎03-3501-1511(内線5291)

**2025年度版中小企業施策利用ガイドブックのご案内**

**中小企業庁**

中小企業庁では、中小企業者が施策を利用する際の手引書として、各支援制度の概要を紹介するガイドブックを作成しました。経営改善・資金繰り支援対策、海外展開などの各支援制度が掲載されています。



中小企業施策利用ガイドブック

**問合せ** 中小企業庁長官官房広報相談室  
☎ 03-3501-1511(内線5161)

**群馬働き方改革推進支援センターのご案内**

**群馬働き方改革推進支援センター**

「働き方改革」は、日本国内雇用の約7割を担う中小企業・小規模事業者においても、着実に実施することが必要です。「働き方改革」を実施し魅力ある職場にすることで、結果的に人手不足の解消にもつながります。

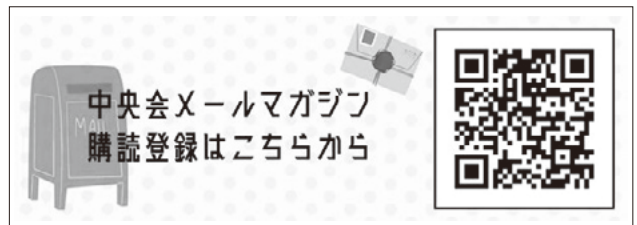
「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」を進めてより魅力ある職場になるようサポートいたします。

同センターでは、働き方改革などの対応方法がわからないといった場合には、無料で社会保険労務士である派遣専門家が事業所へ直接訪問し指導・助言を行います。ふるってご活用ください。

**受付時間** 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)  
前橋市元総社町528-9  
(群馬県社会保険労務士会内)  
☎0120-486-450

**◆商工中金金融相談所スケジュール**

**前橋支店** 営業日の9:00～15:00



**<編集後記>**

☔ 憂鬱になりがちな梅雨時期ですが、農作物の成長や水資源の確保、雨音にはリラックス効果もあるそうで、私達の生活に大切な季節であることも確かなようです。

☂ 傘やレインコートなど雨具の出番が増えると思いますが、私は通勤に備え新しくレインシューズを買い替えました。雨で足元が濡れる心配をせず安心して通勤できそうです。

☁ 梅雨型熱中症で体調を崩すこともあるそうです。季節の変化がはっきりしない近年。健康管理がより難しくなりました。(M.M)